

令和8年1月16日  
福岡地区水道企業団

市政記者 各位

## 福岡地区水道企業団 送水制限の開始について

福岡地区水道企業団の主要な水源である筑後川では、昨年9月以降の少雨による河川の流況悪化に伴い、ダム貯水量の減少が続いております。

この異常少雨に対し当企業団では、海水淡水化センターの生産水量を増産し、筑後川水系ダムからの放流量を抑制することでダム貯留水の温存に努めております。

しかし、依然として筑後川の流況に回復の兆しはなく、昨日、国等により筑後川水系渇水調整連絡会が開催され、第2次渇水調整において、当企業団の筑後川取水が15%制限されることになったことから、下記のとおり当企業団が水道用水を供給する構成団体※への送水を制限しております。

### 記

#### 1 送水制限の開始日時

令和8年1月16日（金） 9：00～

#### 2 送水制限の内容

当企業団の構成団体※に対して、「平均 約4.7%」の送水制限を実施しております。

〔なお、今回の送水制限により、ただちに構成団体※の給水には影響は生じない見込みと聞いております。〕

※福岡地区水道企業団の構成団体（6市7町1企業団1事務組合）

福岡市・大野城市・筑紫野市・太宰府市・古賀市・糸島市  
宇美町・志免町・須恵町・粕屋町・篠栗町・久山町・新宮町  
春日那珂川水道企業団（春日市・那珂川市）・宗像地区事務組合（宗像市・福津市）

#### 【連絡先】

福岡地区水道企業団 企画調整課 増山

815-0031 福岡市南区清水四丁目3-1

T E L : 092-552-1732 F A X : 092-552-1729

Email : keikaku@f-suiki.or.jp